

寒河江市議会基本条例達成状況検証結果

議会改革・活性化検討委員会

【評価の段階】

- A：達成 … 概ねその目的を達成したもの
 B：一部達成 … 一部その目的を達成したもの
 C：未達成 … 目的を達成できなかったもの
 ー：対象外 … 検証の対象外

【評価後の取組】

- 1：現行 … 条文に従い、これまでどおり取り組むとともに、向上に努める。
 2：検討 … 達成に向けて新たな取組を検討する。
 3：改正 … 条文の改正を検討する。
 ー：対象外 … 検証の対象外

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
前文		<p>地方分権改革により、地方公共団体の自己決定と責任の範囲が一層拡大するなか、地方公共団体の議会の議員は、首長とともに、住民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿としての責務と権限を再確認し、明確にすることが求められている。</p> <p>このため、寒河江市議会（以下「議会」という。）は、寒河江市民（以下「市民」という。）との協調の下、市民を代表する合議制の機関として、積極的に議会改革に取り組み、議会の使命を達成するために、議会及び寒河江市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めるとともに、公平性、公正性及び透明性の確保、積極的な情報公開、政策提言や政策立案に関する事項などをこの条例に定めることにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会及び市民に身近な信頼される議会を目指し、寒河江市のまちづくりを推進する。</p> <p>よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。</p>	前文は、この条例の制定の背景、理念、決意等を規定したものであり、検証の対象外とする。	—	—
第1章 第1条	見出し 本文	<p>総則</p> <p>（目的）</p> <p>この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした、地域主体の分権時代にふさわしい議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	この条は、この条例の制定目的を簡潔に示す目的規定であり、検証の対象外とする。	—	—

第2条	見出し 本文	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	この条は、条例の中で用いる用語の意義を定める定義規定であり、検証の対象外とする。	—	—
	第1号	市長等執行機関 寒河江市長（以下「市長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。			
	第2号	政策等 市行政の各分野における基本的な方向を定める計画、政策、施策及び事業をいう。			
	第3号	基本計画 寒河江市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための重点目標及び基本政策を定めるものをいう。			
	第4号	委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。			
第2章 第3条	見出し 本文	議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。	この条は、議会の活動原則を定める規定であり、各号の原則に変更がないため、検証の対象外とする。	—	—
第1号	市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市政運営状況を監視及び評価すること。				
第2号	市民に開かれた議会を目指して積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対し、議会の議決又は運営について説明する責任を果たすこと。				
第3号	市民の意見を把握して市の政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充を図るとともに、政策提言や政策立案の強化に努め、市民とともにまちづくり活動に取り組むこと。				
第4号	市民の関心を高める議会運営に努めること。				
第5号	市民に分かりやすい議会運営を行うために、常に議会改革に努め、議会関係条例及び規則等の継続的な見直しを行うこと。				
第4条	見出し 本文	(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。	本文については、議員の活動原則を各号に規定するとする条文であるため、検証の対象外とする。	—	—
	第1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討論を尊重すること。			

	第2号	市政全般について市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	概ね活動していると思われるが、今後も努力を重ね市民に信頼されるよう活動すべきである。	A	1
	第3号	議会の構成員として、一部団体及び地域の代表に止まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	概ね活動していると思われるが、今後も努力を重ね市民に信頼されるよう活動すべきである。	A	1
第5条	見出し 第1項	(会派) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	会派結成の根拠条文であるため、検証の対象外とする。	—	—
	第2項	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。	会派の構成及び活動を規定する条文であり、検証の対象外とする。	—	—
	第3項	会派は、政策提言や政策立案を積極的に行うものとする。	会派の具体的な活動を規定する条文であり、検証の対象外とする。	—	—
第3章 第6条	見出し 第1項	市民と議会の関係 (市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対し、議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。	本会議のインターネット中継、政務活動費のホームページ公開など積極的に情報の公開に努めている。今後も市民への説明責任を果たせるよう取り組んでいく。	A	1
	第2項	議会は、本会議のほか、すべて会議は原則公開とし、市民が参加できる議会報告会、懇談会等を開催するものとする。	議会の会議は原則公開としており、本会議のインターネット中継、議会報告会等も実施している。今後もより市民に開かれた議会を目指し市民参加の場の創出に努めていく。(令和3・4年度は感染症拡大防止のため未実施)	B	1
	第3項	議会は、本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	公聴会制度及び参考人制度を十分に活用してるとはいいがたい状況である。議会活性化のため、更に活用していく必要がある。	B	1

	第4項	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	これまでも必要に応じ行われているが、より積極的に提案者の意見を聴く機会を設けていく。	A	1
	第5項	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	議会報告会や各種意見交換会等を実施しているが、市民の関心が低く、多くの意見を聞くに至っていない。今後も多くの機会を作り、市民に関心を持ってもらえるよう、政策提案の拡大を図るよう取り組んでいく。	B	1
第4章 第7条	見出し 第1項	議会と市長等との関係 (緊張感の保持) 議員は、議会審議において、市長等執行機関の長との緊張感の保持に努めなければならない。	議会と市長等執行機関の長とは、良い緊張感の中でこれまでも議論を重ねてきている。 今後もこの緊張感を保ちつつ、慎重審議に取り組んでいく。	A	1
	第2項	議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。	一般質問については、一問一答方式により論点及び争点を整理し実施している。今後も市民に分かりやすい一般質問となるよう取り組んでいく。	A	1
	第3項	議長は、市長等執行機関の長に対し、議員の質疑又は質問の論点を整理するため反問を許可することができる。	市長等執行機関の長より反問権の行使はなかったが、引き続きこの反問権を認め、より良い質疑となるよう努めていく。	A	1
第8条	見出し 第1項 本文	(市長による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長が提案する重要な政策等については、政策水準の向上を図るため、市長等執行機関の長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。	市長による政策等の形成過程の説明については、各号に定める項目について市当局より説明を受けている。	A	1
	第1号	政策等を必要とする背景	今後もさらに分かりやすい説明を求めながら、政策水準の向上を図っていく。		
	第2号	提案に至るまでの経緯			
	第3号	市民参加の実施の有無及びその内容			
	第4号	振興計画との整合性			

	第5号	財源措置			
	第6号	将来にわたる効果及び費用			
	第2項	議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行うものとする。	政策等の審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を整理し審議を行ってきた。今後さらに政策評価の審議の充実に取り組んでいく。	A	1
第9条	見出し 本文	(予算及び決算における政策説明資料の作成) 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。	予算及び決算における政策説明資料は、市当局より議会に提出されている。今後も分かりやすい資料の作成を市当局に求め、政策水準の向上を目指す。	A	1
第10条	見出し 本文	(地方自治法第96条第2項の議決事件) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。	この条は、議会の議決事件を定める条文であるため、検証の対象外とする。		
	第1号	基本計画		—	—
	第2号	市民憲章の制定又は改廃に関する事項			
	第3号	各種の都市宣言の制定又は改廃に関する事項			
	第4号	友好都市又は姉妹都市の提携、協定又は廃止に関する事項			
	第5号	市の木、市の花その他市の象徴となるものの制定又は改廃に関する事項			
第5章 第11条	見出し 第1項	自由討議の保障 (討論による合意形成) 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営を行うものとする。	討議を保証する議会運営が行われており、今後も努めていく。	A	1
	第2項	議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合、議員相互間において、少数意見も尊重し、十分な討論を尽くして合意形成に努めなければならない。	少数意見も尊重し討論を実施しており、今後も十分な討論に努めていく。	A	1
	第3項	議員は、前2項による議員相互間の討議を深め、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。	現在も行われているが、より積極的に議員発議が行われるよう取り組んでいく必要がある。	A	1

第6章 第12条	見出し 第1項	委員会活動 (委員会の適切な運営) 議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。	適切に運営されており、 今後も努めていく。	A	1
	第2項	委員会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うものとする。	毎年意見交換会も行われているが、今後も積極的に進めていく。	A	1
第7章 第13条	見出し 第1項	政務活動費 (政務活動費) 政務活動費の交付については、別に条例で定める。		—	—
	第2項	会派及び議員は、政策提言及び政策立案を行うため、政務活動費を有効に活用するとともに、その用途の透明性を確保しなければならない。	政務活動費は有効に活用され、用途については情報公開が適切に行われている。	A	1
第8章 第14条	見出し 本文	議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化) 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	議員研修等は定期的 に開催されており、さらなる 充実強化を図っていく。	A	1
第15条	見出し 本文	(議会事務局の体制整備) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	議会事務局の充実強化 に努めており、今後も引き 続き図っていく。	A	1
第16条	見出し 第1項	(議会図書室の公開、活用) 議会図書室は、議員のみならず、何人もこれを利用できるものとする。	誰もが利用できるよ うになっている。	A	1
	第2項	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。	法的な資料は整備され ているものの、今後はイン ターネット等情報技術の 発展を踏まえた、閲覧方法 を検討する必要がある。	A	2
第17条	見出し 第1項	(議会広報広聴の充実) 議会は、議会活動及び市政に関する情報について、議会独自の視点から、常に市民に対して公表するなど、情報の提供に努めなければならない。	議会は公開されており、 インターネット中継や議 会だより等で情報提供を 行っている。	A	1
	第2項	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動の充	インターネット中継並 びに SNS 発信や、各種団体 との意見交換会を実施し、	A	1

		実に努めなければならない。	広報広聴活動の充実を図った。		
第9章 第18条	見出し 本文	議員の身分 (議員の身分) 議会は、議員の身分の保障について、議会制度を維持するうえで重要な要素であるため、常に市民の理解を得るよう努めなければならない。	議員の身分の保障及び活動内容等について、市民になお一層理解を得られるように努めていく。	A	1
第19条	見出し 第1項	(議員定数及び議員報酬) 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。		—	—
	第2項	議員が提案する議員定数又は議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。	改正するにあたり、持続可能な議会活動を実現するために、公聴会や参考人制度を活用するとともに、他市の動向なども注視しながら検討する必要がある。	A	2
第10章 第20条	見出し 第1項	議員の政治倫理 (議員の政治倫理) 議員の政治倫理は、別に条例で定める。		—	—
	第2項	議員は、市民全体の代表者として高い倫理性を常に自覚するとともに、法令を遵守し、品位の保持に努めなければならない。	議員全員が市民の代表者として高い倫理性を自覚していくよう、さらなる取組を検討していく必要がある。	A	1
第11章 第21条	見出し 第1項	最高規範性 と見直し手続 (最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会関係条例及び規則等を制定してはならない。		—	—
	第2項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	この条例の理念を全議員に浸透させるために、さらなる取組を検討する必要がある。	A	1
第22条	見出し 本文	(議会及び議員の責務) 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。	市民を代表する合議制の機関としての責任を果たすために、今後も努力していく。	A	1

第 23 条	見出し 第 1 項	(見直し手続) 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	この条例の目的が達成されているかどうかを検証している。	A	1
	第 2 項	議会は、前項の検証の結果、議会関係条例及び規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	検証し、必要と認められる場合は措置を講じている。	A	1
第 24 条	見出し 本文	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。		—	—